

「草津市協働のまちづくり推進計画」 中間見直しにかかる方針(案)

1. 推進計画見直しの趣旨

草津市では、平成26年7月に協働の基本理念やルール等を示した「草津市協働のまちづくり条例」を施行いたしました。

さらに、草津市協働のまちづくり条例の理念を具現化し、条例の実効性を担保するために、各主体の役割を具体的に示し、互いに力を合わせて協働によるまちづくりを推進するため平成27年3月に「草津市協働のまちづくり推進計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

本計画は、平成27年度～平成31年度の5ヵ年計画であり、平成29年度が中間年度にあたることから、「第5次草津市総合計画第3期基本計画」と、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるための市民と市の間にとって支援する中間支援組織の計画との整合性を図りながら、見直しを進めます。

2. 見直しの概要

1. 計画の基本的事項、施策の体系など計画の骨格にあたる部分については、平成27年度からの5ヵ年計画の中間見直しであることから、原則踏襲する。
2. 実績数値、将来推計、まちづくりに取り組む各主体の現状の把握と課題の抽出を行い、見直し案に反映する。
3. 各主体のうち、特に市および中間支援組織に期待される取組については、具体的事業が位置づけられており、計画策定時からこれまでの状況変化の中で、当初の事業計画に一定の変更が生じていることから、見直しを図ると同時に、位置づけられている事業についても現況に即したものであるかどうか検討を行う。

3. 計画見直しに向けた体制

1. 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

10名で構成され、それぞれの専門的な立場から、見直しの検討・審議を行います。

【推進評価委員会の構成】

・学識経験者	3名	・地縁団体	2名
・市民公益活動団体	2名	・教育機関	1名
・公募市民	2名		

2. 草津市協働のまちづくり推進本部会議、幹事会

草津市における推進体制として、市長を本部長として部長級職員で構成する「草津市協働のまちづくり推進本部会議」および総括副部長で構成する幹事会で取組みの検討や部局間の連絡調整を行います。

4. スケジュール

中間見直しにあたっては、「協働のまちづくり」に関する内容を踏まえ、学識経験者、関係団体等で構成する「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」において、検討を進めていきます。

※詳細については、別紙参照

【参考】計画の位置づけ

